

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2025年6月27日

【事業年度】 第71期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

【会社名】 株式会社フレンドリー

【英訳名】 FRIENDLY CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 八木 徹

【本店の所在の場所】 大阪府大東市寺川三丁目12番1号

【電話番号】 072-874-2747

【事務連絡者氏名】 取締役営業本部長 小松 大介

【最寄りの連絡場所】 大阪府大東市寺川三丁目12番1号

【電話番号】 072-874-2747

【事務連絡者氏名】 取締役営業本部長 小松 大介

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第67期	第68期	第69期	第70期	第71期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (千円)	1,894,105	1,746,344	2,044,111	2,067,521	2,103,166
経常利益又は経常損失() (千円)	458,264	114,810	141,430	11,568	28,308
当期純損失() (千円)	252,380	158,712	107,985	6,416	85,325
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	100,000	50,000	50,000	50,000	50,000
発行済株式総数 (株)					
普通株式	2,855,699	2,855,699	2,855,699	2,855,699	2,855,699
A種優先株式	1	1	1	1	1
B種優先株式		1	1	1	1
純資産額 (千円)	1,280,436	160,827	52,755	46,328	40,181
総資産額 (千円)	1,561,245	1,200,291	978,708	936,930	967,114
1株当たり純資産額 (円)	607.21	667.01	718.96	735.24	779.61
1株当たり配当額 (円)					
(内1株当たり中間配当額)					
普通株式	()	()	()	()	()
A種優先株式	()	()	()	()	()
B種優先株式	()	()	()	()	()
1株当たり当期純損失() (円)	91.30	59.78	51.89	16.28	43.95
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	82.0	13.4	5.4	4.9	4.2
自己資本利益率 (%)			101.1	13.0	2,775.9
株価収益率 (倍)					
配当性向 (%)					
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,084,324	83,240	65,508	17,975	29,643
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	771,067	270,592	26,299	31,536	100,370
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	93,046	93,024	93,085	9	109,990
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	176,777	271,105	138,809	89,288	69,265

回次	第67期	第68期	第69期	第70期	第71期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	23 (315)	10 (248)	10 (269)	9 (249)	14 (250)
株主総利回り (%) (比較指標：TOPIX) (%)	34.7 (139.3)	38.1 (138.7)	27.9 (142.8)	37.7 (197.3)	20.1 (189.5)
最高株価 (普通株式) (円)	1,450	732	817	571	546
最低株価 (普通株式) (円)	354	313	400	400	282

- (注) 1 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、「連結経営指標等」については記載しておりません。
- 2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第68期の期首から適用しており、第68期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を適用した後の指標等となっております。
- 3 持分法を適用すべき関連会社はありません。
- 4 第67期から第71期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 5 第67期及び第68期の自己資本利益率については、算定の基礎となる期首及び期末の自己資本の合計がマイナスであるため記載しておりません。
- 6 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所第二部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所スタンダード市場におけるものです。
- 7 A種優先株式及びB種優先株式の最高株価及び最低株価は、非上場であるため該当事項はありません。

2 【沿革】

当社は、日本フードサービス株式会社(実質上の存続会社)の株式の額面金額の変更のため、1978年8月1日を合併期日として、同社を吸収合併いたしました。

合併前の当社は休業状態であり、したがって法律上消滅した日本フードサービス株式会社が実質上の存続会社であるため、会社の沿革につきましては、実質上の存続会社について記載しております。

1954年8月	大阪市浪速区霞町に、資本金500千円をもって株式会社すし半を設立し、すし専門店「すし半新世界店」を経営。
1959年6月	商号を河重産業株式会社に変更。
1968年6月	商号を日本フードサービス株式会社に変更。
1971年8月	日本ファストフードサービスインダストリ株式会社(資本金10,000千円、大阪市浪速区)を吸収合併。
1971年10月	大阪府大東市に、郊外型大型レストラン1号店「ステーキ日本大東店」、和食レストラン「すし半大東店」出店。
1972年4月	本店を大阪市浪速区恵美須町に移転。
1974年3月	大阪府門真市に巢本工場新設。
1977年1月	「ステーキ日本」をファミリーレストラン「フレンドリー」に業態を変更。ファミリーレストランのチェーン展開を開始。
1978年8月	株式の額面金額変更のため日本フードサービス株式会社(旧商号陸水組)に吸収合併。 同時にダイトチ株式会社、東京フードサービス株式会社、日本食品販売株式会社と同時合併。
1978年10月	本店を大阪府大東市寺川に移転。野崎工場を建設。巢本工場設備を移転。
1984年8月	大阪府堺市に、居酒屋風シーフードレストラン1号店「ボンズ鳳店」出店。
1985年4月	商号を株式会社フレンドリーに変更。
1986年11月	大阪証券取引所市場第二部に株式上場。
1987年4月	大阪市淀川区宮原に新大阪本社事務所を設置。
1987年5月	野崎工場増設完了。
1987年7月	全額出資の子会社エフ・アール興産株式会社を設立。
1993年8月	大阪市淀川区宮原新大阪本社事務所を廃止。大東市の本店へ統合。
1997年4月	居酒屋風シーフードレストラン「ボンズ」を和食レストラン「団欒れすとらん・ボンズ」に業態を転換。
2002年2月	野崎工場ISO9002認証取得。
2003年3月	野崎工場ISO9001認証取得。
2003年4月	品質保証システム構築。
2005年3月	大阪府東大阪市に地鶏と旬魚・旬菜1号店「つくしんぼう布施南口駅前店」を出店。
2005年4月	大阪府枚方市に産直鮮魚と寿司・炉端1号店「源べい東香里店」を出店。
2009年9月	大阪府寝屋川市に釜揚げ讃岐うどん1号店「香の川製麺寝屋川昭栄町店」を出店。
2009年10月	大阪市中央区に新・酒場なじみ野1号店「なじみ野南海難波駅前店」を出店。
2011年6月	野崎工場を廃止。
2011年9月	本社移転(隣接地)。
2012年12月	全額出資の非連結子会社エフ・アール興産株式会社を清算結了。
2013年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所市場第二部に上場。
2013年9月	大阪府堺市にフレッシュフレンドリー1号店「フレッシュフレンドリー美原店」を出店。
2014年8月	主要取引先金融機関である株式会社りそな銀行と連名にて、株式会社地域経済活性化支援機構に対して、事業再生計画に対する再生支援の申込みを行い、支援決定を受ける。
2014年10月	株式会社地域経済活性化支援機構に対して第三者割当による転換社債型新株予約権付社債、新株予約権の発行、並びに株式会社りそな銀行に対する債務の株式化を行い、資本金4,175百万円となる。
2017年4月	大阪市城東区に海鮮うまいもんや1号店「マルヤス水軍古市店」を出店。
2017年10月	大阪市住吉区にカフェレストラン1号店「ゴッツ我孫子店」を出店。
2018年5月	株式会社地域経済活性化支援機構による転換社債型新株予約権付社債、新株予約権の行使により、資本金4,675百万円となる。

2018年6月	株式会社ジョイフルによる公開買付けにより同社の子会社となる。
2019年1月	減資により資本金100百万円となる。
2020年6月	「釜揚げ讃岐うどん 香の川製麺」以外の業態全49店舗を閉店。
2021年6月	監査等委員会設置会社へ移行。
2022年2月	株式会社ジョイフルに対する優先株式の発行を行い、資本金900百万円となる。
2022年3月	減資により資本金50百万円となる。
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより市場第二部からスタンダード市場へ移行。

3 【事業の内容】

当社は、親会社である株式会社ジョイフルを中心とする企業グループに属し、関西地区を中心にフードサービス事業である「釜揚げ讃岐うどん 香の川製麺」をチェーン展開しております。株式会社ジョイフルは、洋食メニューを中心としたレストラン事業を国内でチェーン展開しております。

4 【関係会社の状況】

- (1) 親会社である株式会社ジョイフルの状況について、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 関連当事者情報」において記載しているため、記載を省略しております。
- (2) 株式会社ジョイフルは、有価証券報告書の提出会社であります。

5 【従業員の状況】

- (1) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
14 (250)	44.0	8.7	5,334

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数欄の(外書)は臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4 当社は、フードサービス事業の単一セグメントであるため、セグメントに関連付けた記載はしていません。

- (2) 労働組合の状況

1983年7月1日にフレンドリー労働組合を結成しております。

2025年3月31日現在における組合員数は12人で、上部団体として全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟(UAゼンセン)に属しております。

なお、労使関係は円満な関係を持続しております。

- (3) 労働者の男女の賃金の差異

当事業年度		
労働者の男女の賃金の差異(%) (注)		
全労働者	パート・有期労働者	正規雇用労働者
115.2	139.9	73.5

- (注) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規程に基づき算出したものであります。なお、労働者の男女の賃金の差異については、男性の賃金に対する女性の賃金の割合を示してあります。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

低価格競争、店舗数拡大競争とは一線を画し、「おいしい・たのしい・こちいい」の三要素トータルの付加価値の提供を競争力の源泉とします。

経営スタイルを店舗ごとの採算を重視するスタイルとします。

顧客満足度の向上と社員の自主性を尊重する企業風土を確立します。

「お客様満足度」の向上を徹底して追求していくことによりお客様の支持の回復を図るとともに、既存店の集客力の回復により収益改善を図ります。

(2) 目標とする経営指標

資本効率の向上、指標としては営業利益、売上高営業利益率、自己資本当期純利益率を重視した経営に努めてまいります。

また、経済環境の変化や競争・競合に対する優位性（劣位性）を示す指標として、既存店売上高の推移にも着目してまいります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

経営環境の変化とお客様のニーズに対して、的確・迅速に対応し、既存業態の再構築を図ることにより、早期の業績回復（営業利益の黒字化）と復配に目途を立てることが最優先であると考えます。

市場戦略として、業態における「コンセプト」を設定し、商品・サービス・プロモーションのトータルでの施策を実施します。顧客満足度（CS）の向上を考え方・判断の基軸とします。（「おいしい・たのしい・こちいい」の具現化が、CSの向上に繋がるかを常に考え追求します。）各店の立地・競合状態に応じた競争力対策を実施します。

利益・組織戦略として、店舗作業の抜本的見直し及び採用・訓練体制の見直しによる店舗業務の効率化と、きめ細かいコストコントロールの徹底により、個店ごとの採算を向上させます。業務の抜本的見直し・改善と更なるスリム化により、本社部門の生産性向上と仕入部門のコストダウンを図ります。

(4) 会社の対処すべき課題

今後のわが国経済は、激化する国際競争の中で、少子高齢化の急速な進行とそれに伴う国内人口の減少という歴史的な構造変化に対応していかなくてはなりません。この構造変化は、当外食産業に「直接的な影響」をもたらすことが想定され、あわせてエネルギー価格や原材料価格の上昇や国際情勢の緊迫化などの影響により、予断を許さない経営環境が続くことが予想されます。

このような状況のもと、当社の持続的成長且つ収益基盤の安定化に向けた収益力向上を実現するための取組みは「第2 事業の状況 3 事業等のリスク (8) 継続企業の前提に関する事項について」に記載のとおりです。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

(1) 環境問題への配慮の取組

当社は、地球温暖化による気候変動に影響を与える二酸化炭素排出を抑制するために、廃棄ロスを減らすことによる生ごみ排出を低減し、サステナビリティへの貢献を実現していきます。

ガバナンス

当社は、取締役会を経営上の最高意思決定機関と位置づけ、毎月開催することで意思決定の迅速性を高め、また、社内取締役と社外取締役の合議制で運営することで相互牽制システムを高めております。また、毎月廃棄ロスに関する報告を受けることで気候変動に係るリスクの監視を行っております。

戦略

当社は、当事業年度よりスーパーインテント（3～4店舗を統括する責任者）を中心として、食材廃棄ロスの低減を目的としたタスクフォースを立ち上げ、プロダクトスケジュールの標準化および精度を向上させることで、気候変動に影響を与えるリスクを低減させる取組を行っております。また、カミサリー（食品加工工場）にて、食材の一次加工時に出る端材を活用した商品の開発や、中華そばの麺をうどん用の小麦粉と共通利用することで食材廃棄ロスの低減につなげる等、気候変動に影響を与えるリスクを低減させる取組を行っております。

リスク管理

当社は、地球温暖化による異常気象がもたらすリスクを重要視しております。そのリスク及び機会を「災害発生による店舗の営業休止リスク」「気候変動リスクを低減させるための廃棄ロス金額抑制による利益貢献」と認識しております。このリスクを回避するために、商品・営業企画本部が主体となり、二酸化炭素やメタンガス排出の原因となる生ごみ排出に関して、毎月の廃棄ロス金額を食材単位に集計し、月別の推移の取りまとめを行っております。

また、毎月開催される取締役会において、月単位の廃棄ロス増減要因及びその対策を報告することで、気候変動に影響を与えるリスクの管理をしております。

指標及び目標

当社は、環境問題に係るサステナビリティの評価の指標を廃棄ロス金額の売上高比率と設定し、目標を1.5%未満としております。

当事業年度の廃棄ロス売上高比率

・2.6%

(2)人的資本

当社は、人材の育成、定着、安全、健康管理が持続可能な経営基盤を支えることを重要視し、今後一層の改善・向上を行ってまいります。

ガバナンス

当社は、行動規範やコンプライアンス経営を支える基準、組織の運用について評価改善に努めることを目的としたコンプライアンス委員会を毎月開催し、労務管理等の監視を行っております。

戦略

当社は、上記に記載のとおり、持続可能な経営基盤を支えるために重要な役割を果たす「人」の育成、定着、安全、健康管理を実現するために、主に以下の取組を行っております。

・役割等級制度の導入

人材の育成及び定着のために正社員の上位役職層に役割等級制度（年俸制）を導入しております。

・勤務間インターバルの規定化

従業員の安全・健康に配慮し、勤務間インターバルを規定化するなどの環境整備を行っております。

指標及び目標

当社は、人的資本に係るサステナビリティの評価の指標を社員離職率と設定し、目標値を20%未満としております。

当事業年度の社員離職率実績

・7.1%

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 法的規制について

当社は、フードサービス事業を行っているため、食品衛生法による規制を受けています。食品衛生法は、飲食に起因する衛生上の危害の発生防止及び公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としており、飲食店を営業するに当たっては、食品衛生責任者を置き、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければなりません。

当社では、店舗における食材の管理・取扱い並びに設備機器、従業員等の衛生状態について十分留意し、定期的に厳格な衛生検査を実施しております。また、外注先に対しても同様に厳しい基準を要求しておりますが、食中毒事故を起こした場合、食品等の廃棄処分、一定期間の営業停止、営業の禁止、営業許可の取消を命じられることがあります。

また、環境の保護に関して、食品リサイクル法、容器包装リサイクル法等、各種環境保全に関する法令の制限を受けております。環境関連規制をはじめとするこれらの法的規制が強化された場合、法的規制に対応するための新たな費用が増加することにより、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 食材について

食材につきましては、過去の事例として、鳥インフルエンザ、食材の偽装、残留農薬等食材についての安全性や信頼性が疑われる問題が生じると、需給関係に変動が生じる事態も予想され、良質な食材を安定的に確保することが難しくなることが懸念されます。

当社におきましては、食材の品質保証システムを構築し、衛生管理と検査体制を確立しておりますが、このような事態が発生すれば、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 人材の確保について

当社は、お客様に満足していただける営業を継続していくために、人材の確保・定着が重要な課題であると考えております。そのために人事制度の改訂などにより労働環境の整備に注力しております。

しかしながら、今後、国内景気の動向や少子高齢化の進行に伴う国内人口の変化などにより、人材の確保・定着が計画通りに進まない場合や、労働関連法令の改正等により人件費負担が増加する場合は、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 出店政策について

出店にあたっては、社内基準に基づき、出店候補地の商圏人口、交通量、競合店状況、賃借料等種々の条件を検討したうえで、選定を行っております。ただし当社の出店条件に合致した物件がなく、計画通りに出店ができない場合や、出店後に立地環境等に変化が生じた場合には、当社の業績は影響を受ける可能性があります。

また、当社の都合により、賃貸借契約の期限前に不採算店を閉鎖することがあります。その場合、店舗の減損処理に加え、差入保証金・敷金の返還請求権を放棄することによる店舗閉鎖損失が生じることがあります。なお、好採算店であっても、賃貸人の事情により閉店を余儀なくされる場合があり、賃貸人の財政状況によっては保証金・敷金の回収が困難となる可能性があります。

このような事態が発生すれば、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 店舗が近畿圏に集中していることについて

当社の店舗は2025年3月末において近畿圏（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県）に100%（内大阪府下65%）集中しております。このため、地震予知連絡会の予測にある南海トラフ巨大地震等広範囲な大災害が発生した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 固定資産の減損について

「固定資産の減損に係る会計基準」の適用により、当社の資産について、今後の事業収支の状況及び資産時価の状況によっては、今後新たな固定資産の減損処理が必要となった場合に、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 感染症の流行に関するリスク

新型インフルエンザや新型コロナ等のウイルスが全国的に流行し、感染が拡大及び長期化した場合は、当社の店舗の営業及び稼働を縮小又は停止する可能性があり、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 継続企業の前提に関する事項について

当社は、前事業年度までにエネルギー価格や人件費、原材料価格の上昇などで営業損失及び当期純損失を計上してまいりました。また、当事業年度においても同様の状況に加え、追加の減損損失を計上した結果、債務超過になっております。

これにより継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況を解消すべく、当社は以下の取組みを継続していきます。

営業施策による売上高・客数向上

2023年9月より店舗従業員の労働環境改善のため、全店の閉店時間を22時から21時に前倒ししておりましたが、パート時給の積極的改定等で人員体制が整った店舗より順次従来の営業時間に変更しており、引き続き店舗人員不足を解消させることで安定した営業体制を取ってまいります。

また、2024年11月に兵庫県の三井アウトレットパークマリニピア神戸において、香の川製麺として初となるフードコートへの新規出店を果たし、売上高は好調に推移しております。これまで兵庫県内の店舗は1店舗のみでしたが、この新規大型施設は広範囲に商圈を持つため、兵庫県以外の地域でもブランド認知度の向上が進むことが期待され、これにより大阪北部エリアでの客数増加も見込まれる状況となっております。

さらに、店舗従業員の充足率が向上したことにより、今後はさらにピーク時間帯を中心とした客数の増加を目指してまいります。

また、2024年10月に自社アプリのバージョンアップを実施したことにより、これまで以上にお客様一人ひとりの特性に応じたきめ細やかなプロモーションが可能となり、今後もアプリ活用を推進することで「香の川製麺」ブランドのファンの来店頻度をさらに高める活動を進めてまいります。

原価低減活動の継続実施と生産性のさらなる向上による収益性向上

当事業年度において、原価率の低い新カテゴリー「中華そば」は順調に販売数を伸ばし、原価率削減に貢献しております。今後も、うどん・丼・中華そばのメニュー構成を販売価格や原価率を考慮しながら適切にコントロールするとともに、当事業年度より取組み始めたソース類の内製化をさらに進めることで、さらなる原価率削減を進めてまいります。

また、昨今高騰しているお米の仕入れ対策として、より安価で安定した仕入先への変更を進めることや、お米を使用する商品の構成比を抑えるため、原価率の低いうどんや中華そばの販売構成比を高める施策を進めることにより、原価の高騰を抑制してまいります。

さらに、人件費やエネルギー価格の上昇によるコスト増加の影響は大きいと見込まれるため、高単価で収益性の高い商品の積極導入に加え、適正な販売価格への継続的な見直しを行い、収益率の維持に努めてまいります。

業績管理の日次・月次でのきめ細かい分析とスピーディーな経営判断による業績向上

店舗の業績管理においてきめ細かい分析とスピーディーな経営管理・判断を行うべく、スーパーインテント（3～4店舗を統括する責任者）制度の導入により個店の経営指導力の強化を図るとともに、既に導入しているスーパーインテントの管理業務支援システムを、新規採用社員でも短期間で効果的に活用できるよう、教育体制を充実させ、早期戦力化を推進してまいります。

また、直近売上高実績を元に適正な人員投入を実施し、週ごとに詳細な分析を実施することで、人件費コントロールを実現してまいります。

これにより、全店舗での適切なコストコントロールを徹底し、収益改善及び業績の向上を継続してまいります。

当社は、金融機関等との緊密な連携のもと、コミットメントライン契約を利用し、十分な資金調達を実施することで財務基盤の安定化を図りながら、当該状況の解消、改善に努めてまいります。なお、当該契約には財務制限条項がついており、当事業年度末において当該条項に抵触しましたが、第5 経理の状況 1 財務諸表等 注記事項（貸借対照表関係）2 コミットメントライン契約（追加情報）に記載のとおり追加の担保を提供することで期限の利益の喪失はない旨の承諾を得ております。

以上の各施策により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

当社において開示対象となる報告セグメントは、フードサービス事業の単一事業であるため、セグメント情報の記載を省略しております。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、個人消費において持ち直しの動きがみられ、緩やかな回復傾向がみられましたが、エネルギー価格や原材料価格の高騰、為替相場における円安の長期化、中国経済の減速懸念、ウクライナ情勢の長期化、通商政策などアメリカの政策動向による影響など、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

外食業界においては、個人消費やインバウンド消費は増加傾向にありますが、昨今の米の価格の高騰や、エネルギー価格、人件費、原材料価格の上昇など、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような環境のもと、当社は持続的成長且つ収益基盤の安定化に向けた収益力向上を実現するため、以下の取り組みを行っております。

ア 営業施策による売上高・客数向上

当事業年度は、主力商品であるうどんを中心に、麺をお値段そのまままで3玉まで増量できるサービスは堅持しつつ、付加価値の高い高単価商品である季節のおすすめ商品「牛すじぼっかけうどん」「2種のあさりうどん」「あさりと鶏のクリームうどん」等を導入し、お客様より好評をいただいております。

また、2024年11月に兵庫県の三井アウトレットパークマリニピア神戸において、香の川製麺として初となるフードコートへの新規出店を果たし、多くのお客様にご来店いただいております。

さらに、2023年9月より店舗従業員の労働環境改善のため、閉店時間を22時から21時に前倒ししておりましたが、パート時給の積極的改定等で人員体制が整った店舗より順次従来の営業時間に変更しております。

また、2024年10月より自社アプリのバージョンアップを実施したことにより、アプリ会員数やSNSのフォロワー数が大幅に増加し、香の川製麺のブランド認知やファンの増加にもつながっております。

イ 原価低減活動の継続実施と生産性のさらなる向上による収益性向上

当社は、「カミサリー」（食品加工工場）の活用により、店舗オペレーションの効率化を図ることで収益性の向上を目指してまいりました。当事業年度においても、中華そばやソース類の内製化、社内加工品を活用した高価格かつ低原価率の構成比を効果的に伸ばした結果、原価率の低減を実現しております。

また、昨今高騰しているお米の仕入れ対策として、うどん・丼・中華そばの3カテゴリーの販売構成比を適切にコントロールすることで、原価率への影響を最小限に抑えております。

さらに、仕入れ価格の変動が大きい食材の輸入比率を減少させることで、さらなる原価率の削減を進めております。

ウ 業績管理の日次・月次でのきめ細かい分析とスピーディーな経営判断による業績向上

店舗の業績管理においてきめ細かい分析とスピーディーな経営管理・判断を行うべく、スーパーインテント（3～4店舗を統括する責任者）制度の導入により個店の経営指導力の強化を図るとともに、スーパーインテントの管理業務を支援する情報処理システムを導入しております。

また、新規採用した社員の教育制度を見直し、早期戦力化を進めております。

当事業年度における店舗数は、1店舗の出店により26店舗となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,103,166千円（前期比1.7%増）、営業損失は39,559千円（前期は営業損失3,048千円）、経常損失は28,308千円（前期は経常利益11,568千円）、当期純損失は85,325千円（前期は当期純損失6,416千円）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末比20,023千円減少し、69,265千円となりました。その要因は営業活動により29,643千円減少、投資活動により100,370千円減少、財務活動により109,990千円増加したことによるものであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、前事業年度末比11,667千円減少して29,643千円となりました。営業活動によるキャッシュ・フローの主な内訳は税引前当期純損失70,388千円、減価償却費18,894千円、減損損失42,079千円、未払金の増加額7,035千円、未払消費税等の減少額14,220千円、法人税等の支払額14,800千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、前事業年度末比68,834千円減少して 100,370千円となりました。投資活動によるキャッシュ・フローの内訳は有形及び無形固定資産の取得による支出107,034千円、貸付金の回収による収入6,663千円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、前事業年度末比110,000千円増加して109,990千円となりました。財務活動によるキャッシュ・フローの主な内訳は短期借入金の増加額110,000千円であります。

生産、受注及び販売の実績

(a) 生産実績

記載すべき事項はありません。

(b) 仕入実績

当事業年度における仕入実績を品目別に示すと次のとおりであります。

品目	仕入高(千円)	前期比(%)
粉・米類	109,608	96.4
肉類	98,381	96.2
野菜類	92,203	98.8
グロッサリー類	92,021	96.1
魚介類	51,424	92.4
ソース類	47,835	102.0
ドリンク類	2,206	69.0
その他	135	118.9
合計	493,816	96.7

(注) 金額は、仕入価格によっております。

(c) 受注実績

当社はフードサービス事業であり、受注高及び受注残高について記載すべき事項はありません。

(d) 販売実績

当事業年度における販売実績を地域別に示すと、次のとおりであります。

業態区分・都道府県	販売高(千円)	構成比(%)	前期比(%)	
釜揚げ讃岐うどん 香の川製麺	大阪府	1,358,110	64.6	98.5
	京都府	180,865	8.6	102.6
	兵庫県	144,600	6.9	155.0
	奈良県	194,941	9.3	100.4
	和歌山県	224,648	10.7	99.6
	計	2,103,166	100.0	101.7

(注) 上記は、既存店の販売実績を比較したものとなっております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

当社において開示対象となる報告セグメントは、フードサービス事業の単一事業であるため、セグメント情報の記載を省略しております。

財政状態について

	前事業年度	当事業年度	増減
資産 (千円)	936,930	967,114	30,183
負債 (千円)	890,601	1,007,295	116,694
純資産 (千円)	46,328	40,181	86,510
自己資本比率 (%)	4.9	4.2	9.1
1株当たり純資産額 (円)	735.24	779.61	44.37

資産は、前事業年度末比30,183千円増加して967,114千円となりました。主な要因は、現金及び預金の減少20,023千円、建物の増加28,945千円、工具、器具及び備品の増加18,314千円、ソフトウェアの増加4,910千円等によるものです。負債は、前事業年度末比116,694千円増加して1,007,295千円となりました。主な要因は、買掛金の増加4,913千円、短期借入金の増加110,000千円、未払金の増加8,295千円、未払消費税等の減少14,220千円、資産除去債務の増加3,957千円等によるものです。純資産は前事業年度末比86,510千円減少して40,181千円となりました。主な要因は、繰越利益剰余金の減少85,325千円等によるものです。この結果、当事業年度末の自己資本比率は、前事業年度末比9.1ポイント減少し、4.2%となりました。

経営成績の分析及び経営成績に重要な影響を与える要因

当社は、資本効率の向上のため指標として営業利益、売上高営業利益率、自己資本当期純利益率を重視した経営に努めており、2025年3月期の営業利益はマイナス39,559千円、売上高営業利益率はマイナス1.9%となりました。

主な要因及び対策につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」・「第5 経理の状況」に記載のとおりであり、また、経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」・「3 事業等のリスク」に詳しく記載しております。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の2025年3月期のキャッシュ・フローは「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に詳しく記載しております。

当社の資本の財源及び資金の流動性に係る情報については、以下のとおりであります。

当社の資金需要のうち主なものは、商品仕入のほか、販売費及び一般管理費等の営業費用であり、また、投資を目的とした資金需要は営業店舗の機器更新入替等に伴う設備投資によるものであります。

資金需要を満たすための資金は、原則として、営業活動によるキャッシュ・フローを財源としますが、不足する資金需要に対応する場合には円滑な事業活動に必要なレベルの流動性の確保及び財務の健全性・安定性を維持するため、銀行又は親会社から借入を行う方針です。資金調達を行う際は、期間や国内外の市場金利動向等、また自己資本比率、自己資本当期純利益率といった財務指標への影響度等を総合的に勘案しながら、最適な調達を実施します。

なお、当事業年度末における有利子負債の残高は614,500千円となっております。また、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は69,265千円となっております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 財務諸表等 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。財務諸表の作成にあたっては、会計上の見積りを行う必要があり、特に以下の事項は、経営者の会計上の見積りの判断が財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすと考えています。

固定資産の減損処理

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。将来この回収可能価額が減少した場合、減損損失が発生し、利益に影響を与える可能性があります。

今後の方針について

ア 低価格競争、店舗数拡大競争とは一線を画し、「おいしい・たのしい・こちいい」の三要素トータルの付加価値の提供を競争力の源泉とします。

イ 経営スタイルを店舗ごとの採算を重視するスタイルへ転換します。

ウ 顧客満足度の向上と社員の自主性を尊重する企業風土を確立します。

「お客様満足度」の向上を徹底して追求していくことによりお客様の支持の回復を図るとともに、既存店の集客力の回復により収益改善を図ります。

5 【重要な契約等】

コミットメントライン契約

当社は、2024年5月10日開催の取締役会において個別相対方式によるコミットメントライン契約の締結について決議し、2024年5月31日付けで契約いたしました。これは、十分な資金調達を実施することで財務基盤の安定化を図ることを目的としております。

(1) 借入先	株式会社伊予銀行
(2) 組成金額	300,000千円
(3) 契約締結日	2024年5月31日
(4) 契約期間	2024年5月31日から2026年5月31日
(5) 契約形態	個別相対方式コミットメントライン
(6) 資金用途	運転資金
(7) 借入金利	変動金利
(8) 担保の内容	自社物件である香の川製麺長吉店の不動産
(9) 財務制限条項	2024年3月期末以降の決算において、各決算期年度の決算の末日における貸借対照表の純資産の部の金額を0円以上に維持する。

なお、当事業年度末において財務制限条項に抵触しましたが、第5 経理の状況 1 財務諸表等 注記事項（貸借対照表関係） 2 コミットメントライン契約（追加情報）に記載のとおり追加の担保を提供することで期限の利益の喪失はない旨の承諾を得ております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

当社において開示対象となる報告セグメントは、フードサービス事業の単一事業であるため、主に業態区分別に記載しております。

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資等の総額は111,838千円であり、その主な内訳は次のとおりであります。

店舗設備	51,634千円
新店	45,748千円
製造設備	8,955千円

2 【主要な設備の状況】

(1) 事業所別設備の状況

2025年3月31日現在における重要な各事業所の設備、従業員の配置状況は次のとおりであります。

事業所 (業態)	所在地	設備の 内容	帳簿価額(千円)							従業員数 (名)	
			有形固定資産				無形固定 資産	投資その他 の資産	合計		
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	工具、器 具及び備 品					計
釜揚げ讃岐 うどん 香の川製麺	大阪府	店舗 17店	30,257		209,204 (1,340) 〔23,357〕	11,394	250,856		168,697	419,553	4
	京都府	店舗 2店	14,287		() 〔2,811〕	667	14,955		10,000	24,955	
	兵庫県	店舗 2店	34,362		() 〔1,798〕	11,338	45,700		23,164	68,865	1
	奈良県	店舗 2店	11,387		() 〔3,799〕	1,827	13,214		16,156	29,371	
	和歌山県	店舗 3店	10,349		() 〔3,452〕	805	11,154		27,973	39,128	
	計	店舗 26店	100,645		209,204 (1,340) 〔35,216〕	26,032	335,881		245,992	581,874	5
本社	大阪府	本社 事務所 他	9,160	0	129,472 (1,456) 〔]	5,353	143,986	4,993	5,000	153,979	9
賃貸店舗 (転貸店舗含 む)	大阪府他	店舗 2店	0		69,557 (1,327) 〔1,921〕	0	69,557		24,000	93,557	

- (注) 1 帳簿価額は減損損失計上後の金額であり、建設仮勘定の金額を含んでおりません。
2 投資その他の資産には、長期前払費用、差入保証金を含んでおります。
3 土地欄の()は自社所有の土地の面積であり、〔]は賃借している土地の面積であります。

(2) 店舗設置状況

2025年3月31日現在における店舗の所在地・開店年月・客席数は次のとおりであります。

「釜揚げ讃岐うどん 香の川製麺」

店名	開店年月	所在地	客席数
寝屋川昭栄町店	2009年9月	大阪府寝屋川市昭栄町11番40号	90
狭山くみの木店	2010年1月	大阪府大阪狭山市茱萸木4-326-1	108
八尾楠根店	2010年5月	大阪府八尾市楠根4-31-4	100
和歌山次郎丸店	2010年5月	和歌山県和歌山市次郎丸229-1	108
香芝五位堂店	2010年6月	奈良県香芝市瓦口30-1	104
川辺店	2010年7月	和歌山県和歌山市里10-1	90
枚方招堤店	2010年7月	大阪府枚方市西招堤町2174-1	108
枚方津田店	2010年8月	大阪府枚方市津田北町1丁目32-22	100
堺福田店	2010年9月	大阪府堺市中区福田1089-4	108
向日店	2010年9月	京都府向日市鶏冠井町清水11番地	100
伊川谷店	2010年10月	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬1356-1	90
羽曳野店	2010年11月	大阪府羽曳野市野々上3丁目7番地1	90
法隆寺店	2011年3月	奈良県北葛城郡河合町大字川合938-1	90
鴻池店	2011年4月	大阪府東大阪市鴻池町2丁目7番16号	80
泉大津店	2019年4月	大阪府泉大津市千原町1丁目57-1	105
守口大日店	2019年6月	大阪府守口市大日東町35-8	104
堺宿院店	2019年6月	大阪府堺市堺区中之町東1-30	110
茨木店	2019年7月	大阪府茨木市上穂東町2-10	106
美原店	2019年8月	大阪府堺市美原区平尾299-3	110
住之江店	2019年8月	大阪府大阪市住之江区南加賀屋3-3-14	124
古市店	2019年9月	大阪府大阪市城東区古市3-22-23	124
山科店	2019年9月	京都府京都市山科区上花山坂尻町1番地	108
貝塚店	2019年9月	大阪府貝塚市石才230-1-1	126
築地橋店	2019年10月	和歌山県和歌山市舟津町1丁目10番地	126
長吉店	2019年11月	大阪府大阪市平野区長吉出戸7-2-67	102
マリンピア神戸店	2024年11月	兵庫県神戸市垂水区海岸通12-2	共同

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の改修

事業所名	設備の内容 (所在地)	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
店舗(大阪府他)	機器更新入替等	12,472		自己資金 又は借入金	2025年4月	2025年12月	(注)
本社(大阪府)	機器更新入替等	6,357		自己資金 又は借入金	2025年4月	2025年10月	(注)

(注) 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため記載を省略しております。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,180,000
A種優先株式	1
B種優先株式	1
計	6,180,000

(注) 「発行可能株式総数」の欄には、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年6月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,855,699	2,855,699	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数は100株であります。
A種優先株式	1	1		(注) 1, 2
B種優先株式	1	1		(注) 3, 4
計	2,855,701	2,855,701		

(注) 1 A種優先株式は、現物出資(債務の株式化 400,000千円)によって発行されたものであります。

2 A種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 単元株式数は1株であります。

(2) 優先配当金

優先配当金

ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載されたA種優先株式の株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対して、下記優先順位に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、に定める額の配当金(以下「A種優先配当金」という。)を金銭にて支払う。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日かつ当該剰余金の配当の基準日よりも前の日を基準日としてA種優先配当金の配当をしたときは、その額を控除した金額とする。

優先配当金の額

A種優先株式1株あたりのA種優先配当金の額は、A種優先株式1株あたりの払込金額に年率2.0%を乗じて算出した金額(当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(但し、当該剰余金の配当の基準日が2015年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、給付期日とする。)(いずれも同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)とする。

累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とするA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「A種累積未払配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、下記優先順位に定める支払順位に従い、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する。

非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。

(3) 残余財産の分配

残余財産の分配額

当社は、当社の解散に際して残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式1株あたり下記に定める金額(以下「A種残余財産分配額」という。)を下記優先順位に定める支払順位に従い、支払う。A種残余財産分配額は、A種優先株式1株あたり、()400,000,000円、()解散日におけるA種累積未払配当金相当額及び()400,000,000円に、解散日が属する事業年度の初日(但し、当該事業年度中の日を基準日としてA種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日のうち最終の基準日の翌日)(いずれも同日を含む。)から解散日の前日(同日を含む。)までの期間に

対して年率2.0%の利率で計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）の和とする。

非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 種類株主総会の議決権

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。当社は、A種優先株主に対して、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。当社は、A種優先株主に対して、株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

(7) 優先株式の金銭対価の取得条項

当社は、A種優先株式発行後いつでも、当社の取締役会決議に基づき、A種優先株式1株につき、下記に定める金額（以下「A種優先株式強制償還請求価額」という。）の金銭の交付と引換えに、A種優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日（以下「A種優先株式強制取得日」という。）に、A種優先株式を取得することができる。「A種優先株式強制償還請求価額」は、A種優先株式1株あたり、（ ）400,000,000円、（ ）A種優先株式強制取得日におけるA種累積未払配当金相当額及び（ ）400,000,000円にA種優先株式強制取得日が属する事業年度の初日（但し、当該事業年度中の日を基準日としてA種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日のうち最終の基準日の翌日）（いずれも同日を含む。）からA種優先株式強制取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率2.0%の利率で計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）の和とする。

(8) 優先株式の金銭対価の取得請求権

A種優先株主は、2029年10月1日以降いつでも、A種優先株式に係る償還請求が効力を生じた日（以下「A種優先株式取得請求日」という。）にA種優先株式取得請求日における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を限度として法令上可能な範囲で、A種優先株式1株につき、下記に定める金額（以下「A種優先株式償還請求価額」という。）の金銭を交付するのと引換えに、A種優先株式の取得を、当社に対して請求することができる。かかる取得請求がなされた場合、当社は、A種優先株式取得請求日に、A種優先株主に対して、取得するA種優先株式1株につきA種優先株式償還請求価額を交付する。なお、A種優先株主は、A種優先株式取得請求日における分配可能額を超えて、A種優先株式の取得を請求することができない。「A種優先株式償還請求価額」は、A種優先株式1株あたり、（ ）400,000,000円、（ ）A種優先株式取得請求日におけるA種累積未払配当金相当額及び（ ）400,000,000円にA種優先株式取得請求日が属する事業年度の初日（但し、当該事業年度中の日を基準日としてA種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日のうち最終の基準日の翌日）（いずれも同日を含む。）からA種優先株式取得請求日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率2.0%の利率で計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）の和とする。

(9) 優先株式の譲渡の制限

譲渡によるA種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

(10) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていない。

(11) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮したためである。

3 B種優先株式は、現物出資（デット・エクイティ・スワップ1,600,000千円）によって発行されたものであります。

4 B種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 単元株式数は1株であります。

(2) 優先配当金

優先配当金

ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載されたB種優先株式の株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対して、下記優先順位に定める支払順位に従い、B種優先株式1株につき、 に定める額の配当金（以下「B種優先配当金」という。）を金銭にて支払う。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日かつ当該剰余金の配当の基準日よりも前の日を基準日としてB種優先配当金の配当をしたときは、その額を控除した金額とする。

優先配当金の額

B種優先株式1株あたりのB種優先配当金の額は、B種優先株式1株あたりの払込金額に年率2.0%を乗じて算出した金額（当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（但し、当該剰余金の配当の基準日が2022年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、給付期日とする。）（いずれも同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算によ

り算出される金額とし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)とする。

累積条項

ある事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とするB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「B種累積未払配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、下記優先順位に定める支払順位に従い、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して配当する。

非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金を超えて配当は行わない。

(3) 残余財産の分配

残余財産の分配額

当社は、当社の解散に際して残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、B種優先株式1株あたり下記に定める金額(以下「B種残余財産分配額」という。)を下記優先順位に定める支払順位に従い、支払う。B種残余財産分配額は、B種優先株式1株あたり、()1,600,000,000円、()解散日におけるB種累積未払配当金相当額及び()1,600,000,000円に、解散日が属する事業年度の初日(但し、当該事業年度中の日を基準日としてB種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日のうち最終の基準日の翌日)(いずれも同日を含む。)から解散日の前日(同日を含む。)までの期間に対して年率2.0%の利率で計算される金額(かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)の和とする。

非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

B種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 種類株主総会の議決権

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。当社は、B種優先株主に対して、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。当社は、B種優先株主に対して、株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

(7) 優先株式の金銭対価の取得条項

当社は、B種優先株式発行後いつでも、当社の取締役会決議に基づき、B種優先株式1株につき、下記に定める金額(以下「B種優先株式強制償還請求価額」という。)の金銭の交付と引換えに、B種優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日(以下「B種優先株式強制取得日」という。)に、B種優先株式を取得することができる。「B種優先株式強制償還請求価額」は、B種優先株式1株あたり、()1,600,000,000円、()B種優先株式強制取得日におけるB種累積未払配当金相当額及び()1,600,000,000円にB種優先株式強制取得日が属する事業年度の初日(但し、当該事業年度中の日を基準日としてB種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日のうち最終の基準日の翌日)(いずれも同日を含む。)からB種優先株式強制取得日の前日(同日を含む。)までの期間に対して年率2.0%の利率で計算される金額(かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)の和とする。

(8) 優先株式の金銭対価の取得請求権

B種優先株主は、2037年3月1日以降いつでも、B種優先株式に係る償還請求が効力を生じた日（以下「B種優先株式取得請求日」という。）にB種優先株式取得請求日における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を限度として法令上可能な範囲で、B種優先株式1株につき、下記に定める金額（以下「B種優先株式償還請求価額」という。）の金銭を交付するのと引換えに、B種優先株式の取得を、当社に対して請求することができる。かかる取得請求がなされた場合、当社は、B種優先株式取得請求日に、B種優先株主に対して、取得するB種優先株式1株につきB種優先株式償還請求価額を交付する。なお、B種優先株主は、B種優先株式取得請求日における分配可能額を超えて、B種優先株式の取得を請求することができない。「B種優先株式償還請求価額」は、B種優先株式1株あたり、（ ）1,600,000,000円、（ ）B種優先株式取得請求日におけるB種累積未払配当金相当額及び（ ）1,600,000,000円にB種優先株式取得請求日が属する事業年度の初日（但し、当該事業年度中の日を基準日としてB種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日のうち最終の基準日の翌日）（いずれも同日を含む。）からB種優先株式取得請求日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率2.0%の利率で計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）の和とする。

(9) 優先株式の譲渡の制限

譲渡によるB種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

(10) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていない。

(11) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮したためである。

5 優先順位

(1) 配当金

A種優先配当金、A種累積未払配当金、B種優先配当金、B種累積未払配当金及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株主等（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、B種累積未払配当金が第1順位、B種優先配当金が第2順位、A種累積未払配当金が第3順位、A種優先配当金が第4順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第5順位とする。

(2) 残余財産の分配

A種優先株式、B種優先株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、B種優先株式が第1順位、A種優先株式が第2順位、普通株式が第3順位とする。

(3) 比例按分

当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

(4) 償還請求

A種優先株式取得請求日とB種優先株式取得請求日が同日の場合において、A種優先株式償還請求価額及びB種優先株式償還請求価額の合計額が当該取得請求日における分配可能額を超えるときは、B種優先株式に係る償還請求がA種優先株式に係る償還請求に優先されるものとし、A種優先株式については、償還請求が行われなかったものとみなす。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年2月18日 (注)1	普通株式 A種優先株式 B種優先株式 1	普通株式 2,855,699 A種優先株式 1 B種優先株式 1	800,000	900,000	800,000	3,855,867
2022年3月1日 (注)2	普通株式 A種優先株式 B種優先株式	普通株式 2,855,699 A種優先株式 1 B種優先株式 1	850,000	50,000	3,843,367	12,500

(注)1 2022年2月17日開催の臨時株主総会決議により、2022年2月18日付けで以下のとおりB種優先株式の発行を行っております。

発行価格 1,600,000千円

資本金組入額 800,000千円

割当先 株式会社ジョイフル

- 2 2022年2月17日開催の臨時株主総会決議により、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、2022年3月1日を効力発生日として、資本金を850,000千円、資本準備金を3,843,367千円減少させ、その金額をその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき増加後のその他資本剰余金の一部と別途積立金の全額を繰越利益剰余金に振り替えることにより繰越利益剰余金の欠損を填補しております。

(5) 【所有者別状況】

普通株式

2025年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		2	16	36	9	10	3,313	3,386	
所有株式数(単元)		304	2,027	15,564	253	78	10,281	28,507	4,999
所有株式数の割合(%)		1.06	7.11	54.59	0.88	0.27	36.06	100.00	

(注) 自己株式3,877株は、「個人その他」に38単元、「単元未満株式の状況」に77株を含めて記載しております。

A種優先株式

2025年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数(単元)				1				1	
所有株式数の割合(%)				100.00				100.00	

B種優先株式

2025年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数(単元)				1				1	
所有株式数の割合(%)				100.00				100.00	

(6) 【大株主の状況】

普通株式

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ジョイフル	大分市三川新町1丁目1番45号	1,496	52.46
GMOクリック証券株式会社	東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号	76	2.69
株式会社SBI証券株式会社	東京都港区六本木1丁目6番1号	29	1.05
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	26	0.93
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	26	0.92
株式会社きずな	大阪市天王寺区真法院町23番20号	22	0.80
飯田 幸希	愛知県江南市	22	0.79
吉江 克己	神奈川県横浜市西区	20	0.70
近藤 健介	滋賀県大津市	20	0.70
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋2丁目4-2	18	0.66
計		1,759	61.70

(注) 1 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

2 上記株式会社日本カストディ銀行の所有株式数は総て信託業務に係る株式数であります。

A種優先株式

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ジョイフル	大分市三川新町1丁目1番45号	1	100.00
計		1	100.00

(注) 上記に記載している株式会社ジョイフル所有のA種優先株式は、議決権を有していません。

B種優先株式

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ジョイフル	大分市三川新町1丁目1番45号	1	100.00
計		1	100.00

(注) 上記に記載している株式会社ジョイフル所有のB種優先株式は、議決権を有していません。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有 議決権数の割合 (%)
株式会社ジョイフル	大分市三川新町1丁目1番45号	14,960	52.55
GMOクリック証券株式会社	東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号	768	2.70
株式会社SBI証券株式会社	東京都港区六本木1丁目6番1号	298	1.05
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	266	0.93
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	262	0.92
株式会社きずな	大阪市天王寺区真法院町23番20号	229	0.80
飯田 幸希	愛知県江南市	226	0.79
吉江 克己	神奈川県横浜市西区	200	0.70
近藤 健介	滋賀県大津市	200	0.70
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋2丁目4-2	187	0.66
計		17,597	61.81

(注) 総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 1 B種優先株式 1		(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,800		
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,846,900	28,469	
単元未満株式	普通株式 4,999		(注) 2
発行済株式総数	2,855,699		
総株主の議決権		28,469	

(注) 1 A種優先株式及びB種優先株式の内容は、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」(注)に記載しております。

2 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己保有株式77株が含まれております。

【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社フレンドリー	大阪府大東市寺川 三丁目12番1号	3,800		3,800	0.13
計		3,800		3,800	0.13

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	20	9
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	3,877		3,877	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、利益配分については、中長期的な視点から、企業体質の強化と今後の事業展開のための内部留保の蓄積及び株主に対する安定配当の継続を基本方針としております。

また、当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、配当性向30%程度を目安に企業収益と安定配当を考慮して決定しております。

配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、厳しい業績に鑑み、誠に遺憾ながら無配といたしました。

当社は「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営理念「お店はお客様のためにある。お客様のお役に立ち、みんなで幸せになろう。物も心も豊かになろう」をベースに、株主をはじめとした全てのステークホルダーとの円滑な関係を構築するとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためにコーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

企業統治の体制の概要

ア 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長が議長を務めております。その他メンバーは取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名、監査等委員である取締役4名の計6名で構成されております。経営上の最高意思決定機関である取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、社内取締役3名(2025年6月27日現在)と社外取締役3名の合議制で運営され、頻繁に開催できる体制を保つことで意思決定の迅速性と相互牽制システムを高めること、衆知を結集することで経営の妥当性と効率性を高めること、また、監査等委員会が取締役（監査等委員である取締役を除く。）を監査・監督することでコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることに努めております。さらに、企業経営や日常業務については顧問弁護士に、会計上の課題については会計監査人に助言・指導を受けられる体制を採っております。

当事業年度における個々の取締役の出席状況は以下のとおりであります。

a. 当事業年度における取締役会への出席状況

役 職	氏 名	出席状況
代表取締役社長	國吉康信	全13回中13回（100％）
取締役	小椋知己	全13回中13回（100％）
取締役	八木徹	全13回中13回（100％）
取締役	小松大介	全13回中13回（100％）
取締役（常勤監査等委員）	若林弘之	全13回中13回（100％）
取締役（監査等委員）	渋谷元宏	全13回中13回（100％）
取締役（監査等委員）	後藤研晶	全13回中13回（100％）
取締役（監査等委員）	坂本佳子	全13回中13回（100％）

（注）1 書面決議による取締役会の回数（1回）は除いております。

2 國吉康信及び小椋知己は、2025年6月27日をもって代表取締役社長及び取締役を退任しております。

b. 取締役会の活動状況

区 分	回 数	具体的な活動状況の概要
決 議	25件	法令及び取締役会規程等に基づき株主総会議案や経営に係る重要事項等について決議しております。
報 告	16件	月次・四半期決算を含む中期経営計画の進捗状況、内部統制に関する運用状況等について定期的に報告しております。

イ 監査等委員である取締役、監査等委員会

当社は監査等委員会設置会社であります。監査等委員会は、常勤の監査等委員である取締役1名、監査等委員である社外取締役3名の計4名で構成されております。なお、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、独立性の高い法務的知見の豊富な弁護士2名を届け出ております。

監査等委員会監査の実施状況等については、「(3)監査の状況 監査等委員会監査の状況」に記載しております。

ウ 経営会議

当社では業務執行における経営課題について情報を共有・協議し、経営意思決定のための協議機関として経営会議を随時開催しております。会議は代表取締役社長が議長を務め、取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名、常勤の監査等委員である取締役1名のほか、各部門の幹部が出席し、コーポレート・ガバナンスの実効性が高まるよう努めております。

現状の体制を採用する理由

経営の監視機能の客観性・中立性という面で各部門の責任者である取締役（監査等委員である取締役を除く。）が、他の部門についても積極的に意見を開陳しており、また社外のチェックという観点からは、専門的知識を有した独立性の高い監査等委員である社外取締役3名を選任することにより、法務等の専門知識と幅広い経験と知識に基づく監査が実施されることとなり、また、その客観的な意見を経営に反映させることで十分に監視機能を果たせる体制が整っていると考えております。

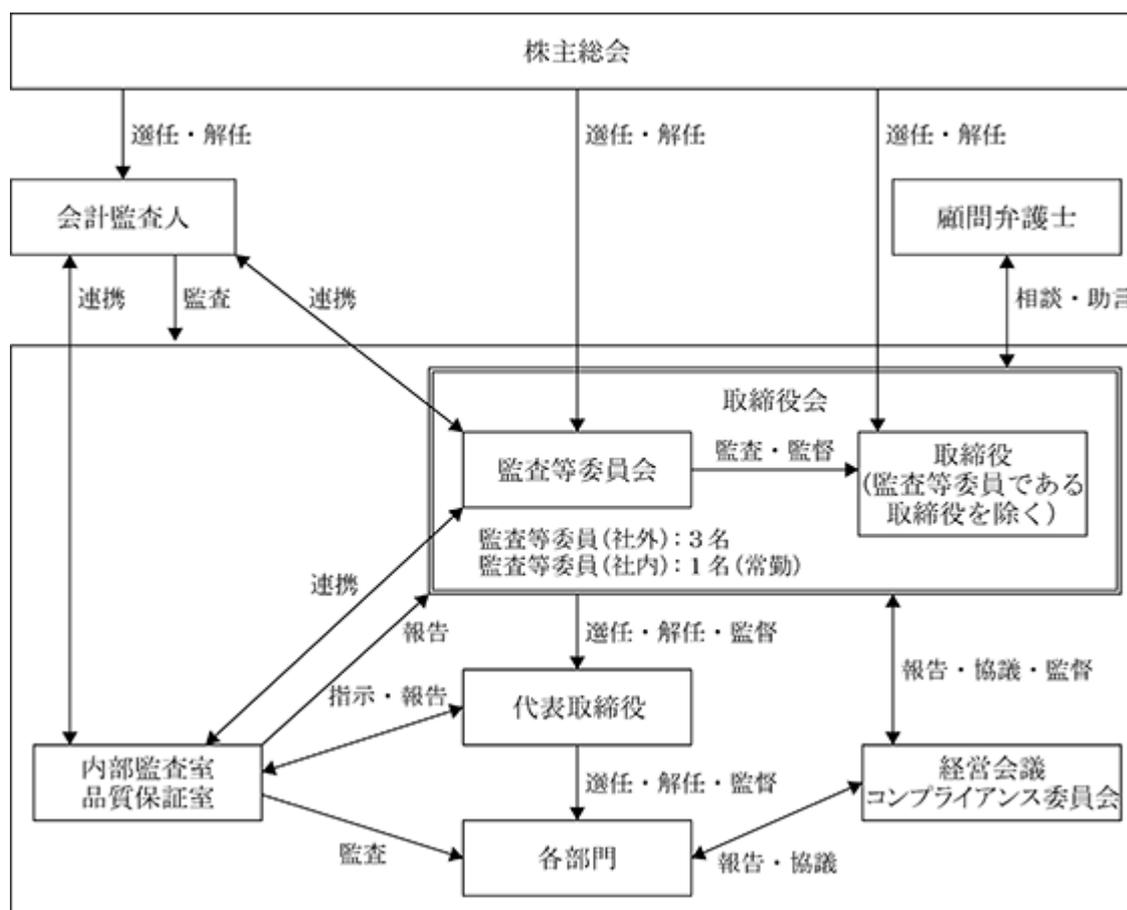
機関ごとの構成員は次のとおりであります。（ は議長又は委員長を表す）

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	経営会議	コンプライアンス委員会
代表取締役社長	八木 徹				
取締役	小松 大介				
常勤の監査等委員である取締役	若林 弘之				
監査等委員である社外取締役	渋谷 元宏				
監査等委員である社外取締役	後藤 研晶				
監査等委員である社外取締役	坂本 佳子				

企業統治に関する事項 内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備状況

当社は創立以来今日に至るまで、外食産業を通じてお客様に豊かな食文化を提供することで、企業としての持続的成長を図るべく、その経営管理体制の構築に努めてきたものでありますが、今後さらに全役職員が法令順守と高い倫理観を重視するコンプライアンス経営の徹底、そして収益拡大を図るための事業の効率化、リスク管理の充実化を図るとともに、金融商品取引法に定められた財務報告の信頼性を確保するため、当社の内部統制システムに関する基本方針を定めるものであります。なお、当社の内部統制システムは、不断の見直しによってその改善を常に検討していくものであります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は次のとおりです。



ア 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ）当社の経営理念を全社的に普及浸透させるために、企業行動指針を策定し、これを社内広報システムによって営業店の隅々まで広報する。
- ）当社はコンプライアンス経営の実現を図るために、社内通報制度を定めているが、さらに社内通報制度の存在を広報してその有効性を高め、法令違反行為等の存在が判明した場合にはこれに速やかに対応できるような組織運用を検討する。
- ）代表取締役のもと、コンプライアンス委員会を設置することにより、行動規範はじめ、コンプライアンス経営を支える基準、組織の運用について評価改善に努めるものとし、問題が発生した場合には内部監査室、監査等委員会などと連携を図るものとする。
- ）当社は財務報告の信頼性を確保するため、関連諸法令を遵守し、「財務報告に係る内部統制」の構築・運用を行う体制を整備する。
 - a. 経営理念等の方針に基づき、社内の財務報告に係る内部統制を設計・運用し、原則を逸脱した行為が発見された場合には、適切に是正する。
 - b. 適切な会計処理の原則を選択し、会計上の見積り等を決定する際の客観的な実施過程を保持する。
 - c. 取締役会は、財務報告及び財務報告に係る内部統制に関し適切に監督・監視する。
- ）当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とのいかなる関係も断絶し、これを排除する仕組みを整備する。

イ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- ）当社は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行が適正なものであり、また効率的な経営を目指して公正に意思決定がなされていることの説明責任を果たすために、以下のような体制整備に努める。
- ）職務執行に係る重要情報、文書については、その管理基準に基づいて作成、保存管理する。

当社における重要情報、文書とは、

- 株主総会議事録
- 取締役会議事録

取締役が最終決裁者とされる社内稟議書
リスク管理報告書
重要な業務執行に関する契約書
その他当社が管理基準により重要と判断した文書、情報等

- ）取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役及び会計監査人並びに内部監査室の求めに応じて必要な情報を適時提供する。
- ）内部監査室は、上記管理基準に基づいて適切な文書情報管理がなされているかどうか、適宜運用に関して監査を行う。

ウ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ）当社は、クライシスマネジメントを含む全社的な危機管理こそ当社の収益力を高め、かつ企業不祥事の芽を摘むことに資するものである、との理解から、以下のとおりの危機管理に関する体制を整備する。
- ）当社は、全社的リスク管理を目的とした危機管理規程を策定する。
- ）各取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、（ ）で定めた危機管理規程に基づいて、担当業務領域における事業上の危機管理の責任と権限を有するものとし、担当業務におけるリスク評価とその対応策について取締役会に報告する。
- ）損失が現実化したとき又は損失が現実化するおそれのあるときは、危機管理規程に則り、必要に応じて対応すべき責任者となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）のもとリスク対策本部を設置する。
- ）当社の置かれた経営環境、経済事情の変動、その他新たなリスクの発生のおそれ、若しくは既存のリスクの消滅などに伴い、危機管理規程については適宜見直しを行う。

エ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ）当社は執行役員制度を採用する。経営方針を決定する取締役会と業務執行を行う取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員を明確に分離することにより、業務執行の効率化・迅速化と責任の明確化を図り、以下の体制を整備する。
- ）効率経営・適正利益を確保するために、毎年、年度計画を策定する。
- ）必要に応じて随時に経営会議を開催し、経営戦略、業務執行状況、課題について見直し、対策を講じる。
- ）職務分掌規程、組織・職務権限規程を制定し、意思伝達の効率化、適正化を図るものとする。

オ 企業集団における業務の適正を確保する体制

グループ経営に関する事項は、親会社において報告・協議するが、当会社固有の事項及び具体的な施策に関しては、経営の自主性・独自性を保持する。法令等の遵守・リスク管理等の内部統制に関して親会社における統括組織と適切に連携し、企業集団における業務の適正を確保する体制を構築している。

また、親会社より取締役（監査等委員である取締役を除く。）の派遣を受けているが、利益相反等の可能性に留意した取締役会運営を行うこととしている。

カ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ）当社は、監査等委員会の監査業務の独立性、効率性を確保するために以下の体制を整備する。
- ）当社は内部監査室の構成員を、必要に応じて監査等委員会の補助使用人とすることができる。ただし、その必要性については監査等委員会の判断に基づくものとする。
- ）監査等委員会は内部監査室と連携して、業務執行の監査を行う。

キ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ）当社は、監査等委員会がその職務を公正に行いようとする以下の体制を整備する。
- ）内部監査室構成員の人事異動等については、監査等委員会の同意を必要とする。
- ）監査等委員会からその補助者としての指揮権を受けた内部監査室構成員は、その業務につき、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮権よりも優先して執行しなければならないものとする。

ク 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する事項

- ）当社は監査等委員会による権限行使が適正になされるよう、また監査等委員会の業務が効率的になされるように以下の体制を整備する。
- ）取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は監査等委員会に主に以下の報告を行う。
 - a. 経営会議で協議した重要事項
 - b. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項
 - c. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為を

するおそれのある場合、当該事実に関する事項

- d. 内部監査の実施状況
- e. 内部通報の内容
- f. その他監査等委員会が職務遂行上報告を求めた事項

）当社は、監査等委員会への報告を行った当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

ケ その他監査等委員会監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ）監査等委員は経営会議に出席し、意見を表明することができる。
- ）代表取締役と監査等委員会は、必要に応じて意見交換会を開催するものとし、意思疎通を図ることにより監査業務を効果的なものとする。
- ）監査等委員会は内部監査室と連携して、業務執行の監査を行うほか、必要に応じて顧問弁護士、公認会計士等、外部専門家を任用することができる。
- ）当社は、監査等委員から所要の費用の請求を受けたときは、当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと思われた場合を除き、その費用を負担する。

コ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力に対する行動指針」を制定し、基本方針、体制の整備、対応マニュアルを以下のとおり規定している。

）基本方針

当社は、反社会的勢力との関係を完全に遮断し、断固としてこれらを排除するとともに、反社会的勢力に毅然たる態度で臨み、付け入る隙を与えない企業活動を実践する。すなわち（１）反社会的勢力とは取引関係を含めて、一切の関係をもちない。（２）不当要求は拒絶する。（３）資金提供は絶対に行わない。

）体制の整備（項目のみ記載）

- a. 組織全体としての対応
- b. 外部専門機関との連携
- c. 情報の収集
- d. 社内での研修・教育

）対応マニュアル

平素の準備、有事の対応、具体的要領を記載

企業統治に関するその他の事項

（取締役（監査等委員である取締役を含む。）と責任限定契約を締結した場合）

当社は、監査等委員である取締役若林弘之氏、監査等委員である社外取締役渋谷元宏氏、監査等委員である社外取締役後藤研晶氏及び監査等委員である社外取締役坂本佳子氏との間で、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

（取締役（監査等委員である取締役を含む。）と役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結した場合）

当社は保険会社との間で、当社取締役（監査等委員である取締役を含む。）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該保険により、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の訴訟費用及び損害賠償金を補填することとしており、保険料は原則として当社が負担しております。なお、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されないなど、一定の免責事由があります。

（取締役（監査等委員である取締役を除く。）と補償契約を締結した場合）

当社は取締役（監査等委員である取締役を除く。）である八木徹氏、小松大介氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。

（会社法第373条第1項に規定する特別取締役による取締役会の決議制度を定めた場合）

該当事項はありません。

取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名以内、監査等委員である取締役を4名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の選任決議は、それぞれ区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。また、解任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

ア 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

イ 中間配当

当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的とするものであります。

ウ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の責任免除

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の責任免除について、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）(取締役であった者を含む。)及び監査等委員である取締役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を図るためであります。

種類株式について

当社は、資本・業務の両面からより強固な経営基盤・財務基盤の確立を図るため、会社法第108条第1項第3号に定める内容について普通株式と異なる定めをしたA種優先株式及びB種優先株式を発行しております。その引受先は株式会社ジョイフルであります。A種優先株主及びB種優先株主は、資本の増強にあたり既存の株主への影響を考慮したため、株主総会において議決権を有しておりません。なお、当該A種優先株式及びB種優先株式に関する内容等については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」に記述のとおりであります。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性5名 女性1名 (役員のうち女性の比率16.6%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
代表取締役 社長	八木 徹	1963年1月20日	2018年12月 2018年12月 2019年6月 2021年1月 2021年1月 2022年6月 2025年6月	株式会社ジョイフル入社 同社経理部長代理 当社取締役執行役員営業本部長 当社取締役退任 当社執行役員商品・営業企画本部長 当社取締役商品・営業企画本部長 当社代表取締役社長(現任)	(注)3	普通株式 35
取締役 営業本部長	小松 大介	1974年5月7日	1998年4月 2001年11月 2010年4月 2018年7月 2019年2月 2022年4月 2023年2月 2023年6月	当社入社 当社ボンズ店長 当社香の川製麺エリアマネージャー 当社香の川製麺エリア統括代行 当社営業推進課長代理 当社営業推進課長 当社執行役員営業本部長 当社取締役営業本部長(現任)	(注)3	普通株式 23
取締役 (常勤監査等委員)	若林 弘之	1954年12月2日	1979年4月 1988年1月 1997年4月 2009年4月 2011年7月 2015年3月 2016年6月 2021年6月	タケダハム株式会社入社 当社入社 当社工場検査室所属 当社工場加工課長 当社コンプライアンス部課長 内部監査室品質保証センター所属 当社監査役 当社取締役監査等委員(現任)	(注)4	普通株式 7
取締役 (監査等委員)	渋谷 元宏	1972年8月28日	1996年10月 2000年4月 2000年4月 2003年12月 2004年1月 2009年9月 2009年10月 2012年6月 2021年6月	司法試験合格 弁護士登録(大阪弁護士会) 淀屋橋法律事務所入所 淀屋橋法律事務所退所 比嘉法律事務所(現大阪本町法律事務所)入所 大阪本町法律事務所退所 しぶや総合法律事務所開設 代表 就任(現任) 当社監査役 当社取締役監査等委員(現任)	(注)4	普通株式 1
取締役 (監査等委員)	後藤 研晶	1948年10月5日	1971年4月 2007年5月 2008年3月 2012年3月 2012年3月 2020年11月 2021年1月 2021年6月	株式会社大分銀行入行 株式会社ジョイフル入社 株式会社ジョイフルサービス取締役 業務部長 同社取締役業務部長退任 株式会社ジョイフル監査役 同社監査役退任 当社監査役 当社取締役監査等委員(現任)	(注)4	普通株式 6
取締役 (監査等委員)	坂本 佳子	1982年5月31日	2011年9月 2012年12月 2012年12月 2014年12月 2015年1月 2022年6月 2023年8月	司法試験合格 弁護士登録(大阪弁護士会) 重次法律事務所入所 重次法律事務所退所 新谷・須田共同法律事務所(現新 谷・須田・坂本共同法律事務)入 所(現任) 当社取締役監査等委員(現任) 新谷・須田・坂本共同法律事務所 共同代表(現任)	(注)5	普通株式 6
計						普通株式 78

- (注) 1 当社は監査等委員会設置会社であります。
2 渋谷元宏、後藤研晶、坂本佳子は、社外取締役であります。

- 3 任期は、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時から2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 任期は、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 任期は、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 所有株式数には、役員持株会名義で所有する持分株式数を含んでおります。

社外役員の状況

ア 当社の監査等委員である社外取締役は3名であります。

監査等委員である社外取締役3名が経営の意思決定機能を持つ取締役会に出席し、弁護士及び外食関連会社経験者としての見識、専門的知識に基づき適宜質問や監査上の所感を述べ、経営への監視機能を強化しており、コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの経営監視機能が監査等委員である社外取締役により十分に機能する体制が整っていると考えております。

イ 監査等委員である社外取締役と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係
各監査等委員である社外取締役と当社との間に記載すべき特別な利害関係はございません。

ウ 当社は、監査等委員である社外取締役の選任にあたり、独立性に関する基準又は方針を定めていませんが、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準（一般株主と利益相反が生じるおそれがない）を参考にしております。

エ 監査等委員である社外取締役が当社の企業統治において果たす機能及び役割につきましては、「(1)コーポレート・ガバナンスの概要 企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由」に記載しております。

監査等委員である社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

ア 監査等委員である社外取締役と会計監査人監査及び内部監査との相互連携につきましては、「(3)監査の状況 監査等委員会監査の状況」に記載しております。

イ 監査等委員である社外取締役3名は弁護士及び外食関連会社経験者として、取締役会においてそれぞれの専門的見地から発言を行っております。

(3)【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

監査等委員である社外取締役の渋谷元宏は、弁護士資格を有し、弁護士としての専門知識と幅広い経験・知識を有しております。監査等委員である社外取締役の後藤研晶は、金融機関及び当社の親会社である株式会社ジョイフルの常勤監査役の経験による幅広い見識を有しております。監査等委員である社外取締役の坂本佳子は、弁護士資格を有し、弁護士としての専門知識と幅広い経験・知識を有しております。常勤監査等委員である取締役の若林弘之は、長年にわたり当社の要職を歴任し、当社の事業に精通しております。

当事業年度において当社は、監査等委員会を14回開催しており、個々の監査等委員の出席状況は以下のとおりであります。なお、監査等委員会の議長は、若林弘之が務めています。

a. 監査等委員会への出席状況

役 職	氏 名	出席状況
取締役（常勤監査等委員）	若林弘之	全14回中14回（100％）
取締役（監査等委員）	渋谷元宏	全14回中13回（93％）
取締役（監査等委員）	後藤研晶	全14回中14回（100％）
取締役（監査等委員）	坂本佳子	全14回中14回（100％）

b. 監査等委員会の活動状況

区 分	回 数	具体的な活動状況の概要
決 議	9件	監査等委員の選任についての同意 監査等委員会監査報告作成 会計監査人の再任 常勤監査等委員の選定 監査等委員会議長の選定 特定監査等委員の選定 選定監査等委員の選定 監査方針及び監査計画の作成 会計監査人の報酬の同意
協 議	18件	監査等委員の報酬額についての協議、監査計画・監査方法及び監査結果の評価についての協議等
報 告	20件	重点監査事項に関する報告（稟議決裁内容の監査結果、店舗往査結果等）

内部監査の状況

当社は、代表取締役社長の直属の部門である内部監査部門として内部監査室を設置し、責任者1名が当社の業務執行が経営方針、当社規程に準拠し適正に行われているか、及び法令遵守の状況等について、監査計画に従い定期的に内部監査を実施しております。

内部監査の実効性を確保するための取組みとしては、内部監査の実施計画及び実施結果を毎月開催されるコンプライアンス委員会を通じて、取締役及び監査等委員である取締役に直接報告する仕組みとしております。

上記の仕組みにより、内部監査の実効性は担保されていると判断しておりますが、更に内部監査の実効性を高めるため、内部監査の計画及び結果を取締役会及び監査等委員会へ直接報告することを検討してまいります。

会計監査の状況

会計監査は、会計監査人による会社法監査、金融商品取引法監査を第一義とし、必要に応じて監査等委員が立会うことによって会計監査人の独立性、監査の方法の監視・検証を行っております。

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

2022年3月期以降

c. 業務を執行した公認会計士

城戸 昭博

宮寄 健

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他9名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人候補者から、監査法人の概要、監査の実施体制等、監査報酬の見積額についての書面を入手し、面談、質問等を通じて選定しております。審査体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績などにより総合的に判断いたします。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員及び監査等委員会は、会計監査人に対して評価を行っております。この評価については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。その結果、会計監査人の職務執行に問題はないと評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	19,000		19,000	

b. 監査公認会計士等と同一ネットワークに対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

会計監査人からの見積り提案をもとに、監査計画、監査内容、監査日数等を勘案のうえで監査等委員会の同意を得て決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人からの必要な資料の入手及び報告の聴取を行い、前期の会計監査人の監査実績及び職務の遂行状況を評価し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び経営管理者の意見等を確認の上、当期の監査契約と監査計画の概要及び監査時間・要員計画、報酬見積りの相当性について審議した結果、当期の会計監査人の報酬額に不合理な点はなく相当の範囲内であるものとして、会社法第399条第1項に基づき監査等委員全員一致でこれに同意しております。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。なお、当社は、任意の指名・報酬諮問委員会を設置しておりませんが、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に関する報酬制度の運用等については、監査等委員会の審議及び取締役会への答申を踏まえ、取締役会において決定しております。

また、取締役会は、取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

ア 役員報酬の基本方針

当社の役員報酬の基本方針は次のとおりであります。

なお、本方針の決定方法は、監査等委員会の審議を経て、取締役会へ審議結果が報告され、取締役会の決議により決定しております。

）当社業績及び中長期的な企業価値との連動を重視した報酬とし、株主と価値観を共有するものとする。

）当社役員の役割及び職責に相応しい水準とする。

）監査等委員会の審議を経ることで、客観性及び透明性を確保する。

イ 役員報酬の構成

当社の役員報酬の構成は、金銭報酬は、固定報酬である基本報酬のみであり、非金銭報酬及び業績連動報酬は該当ありません。

ウ 役員報酬の決定手続き

- ）役員報酬の基本方針に沿って公正且つ合理的な制度運用が担保されるよう、当社の役員報酬の決定に際しては、監査等委員会の審議を経て、取締役会へ審議結果が報告され、取締役会の決議により決定しております。
- ）各役員個人の報酬の具体的な決定については、監査等委員会の答申を踏まえ、予め株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬については取締役会で、監査等委員である取締役報酬については監査等委員である取締役の協議により、それぞれ決定することとしております。

エ 役員報酬等に関する株主総会の決議及びその内容

- ）取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬
2021年6月25日開催の第67回定時株主総会決議による取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額2億円以内（但し、使用人分給与は含まない。）であり、当該報酬限度額の範囲内で各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役位及び職務内容を勘案して決定しております。当該株主総会最終時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名です。
- ）監査等委員である取締役の基本報酬
2021年6月25日開催の第67回定時株主総会決議による監査等委員である取締役の報酬限度額は年額5千万円以内であり、各監査等委員である取締役の報酬は当該報酬限度額の範囲内で監査等委員である取締役の協議により決定しております。当該株主総会最終時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

オ 個人別の役員報酬等の額の決定権限を有する者

取締役会は、監査等委員会の答申を受け、これを十分に斟酌した上で、役員報酬の決定を取締役会の議長（代表取締役社長）に再一任いたします。取締役会の議長（代表取締役社長）は、取締役会決議により一任された範囲内で、役職位に応じた基本報酬を決定する権限を有しております。その氏名及び地位は以下のとおりです。

代表取締役社長 八木 徹

取締役会の議長（代表取締役社長）に本権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには取締役会の議長（代表取締役社長）が最も適していると判断したためであります。なお、委任された権限が適切に行使されるための措置として、委任に関して監査等委員会の審議及び取締役会の決議を得た上で、人事及び総務部門の責任者が個人別報酬の原案を作成し、管理本部を所掌する取締役の承認を得ることとしております。

カ 役員に対し報酬等を与える時期

個人ごとの役員に対する基本報酬は、月例の固定報酬としております。

キ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断した理由

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定について、監査等委員会の審議結果を取締役会での報告を踏まえて、取締役会の議長（代表取締役社長）が個人別の報酬等の内容を決定することを委任する旨決議しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	7,215	7,215				4
監査等委員（社外取締役を除く）	4,200	4,200				1
社外役員	9,000	9,000				3

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

使用人兼務役員の使用人給与

総額（千円）	使用人兼務役員（名）	内容
15,999	2	使用人としての給与であります。

(5)【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、もっぱら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、金融機関取引の安定的・継続的な維持、原材料調達先との良好な取引関係の維持発展などの政策的な目的により株式を保有することとしております。

その保有・処分については、原則として縮減の方針でございますが、当社の経営方針との整合性や経済合理性などを総合的に検討したうえで、個別に判断いたします。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	9,000
非上場株式以外の株式		

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、会計基準等の変更等について専門情報を有する各種団体が行うセミナー等に参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	89,288	69,265
売掛金	894	4,989
商品	9,271	11,631
貯蔵品	194	343
前払費用	28,908	28,667
未収入金	978	1,131
その他	23	23
流動資産合計	129,559	116,052
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,594,191	1,668,187
減価償却累計額	5 1,515,357	5 1,560,407
建物(純額)	1 78,833	1 107,779
構築物	205,816	207,036
減価償却累計額	5 202,486	5 205,010
構築物(純額)	1 3,330	1 2,025
機械及び装置	5,900	5,900
減価償却累計額	5 5,899	5 5,899
機械及び装置(純額)	0	0
車両運搬具	373	373
減価償却累計額	5 372	5 372
車両運搬具(純額)	0	0
工具、器具及び備品	518,192	538,325
減価償却累計額	5 505,120	5 506,939
工具、器具及び備品(純額)	13,071	31,386
土地	1,4 408,234	1,4 408,234
有形固定資産合計	503,470	549,425
無形固定資産		
ソフトウェア	83	4,993
無形固定資産合計	83	4,993
投資その他の資産		
投資有価証券	9,000	9,000
長期貸付金	19,524	13,219
長期前払費用	3,266	2,377
差入保証金	272,615	272,615
貸倒引当金	590	570
投資その他の資産合計	303,817	296,642
固定資産合計	807,370	851,061
資産合計	936,930	967,114

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	40,427	45,340
短期借入金		1,2 110,000
1年内返済予定の関係会社長期借入金	93,000	93,000
未払金	93,576	101,872
未払法人税等	14,800	14,936
未払消費税等	23,451	9,230
預り金	5,226	6,314
前受収益	2,160	2,160
賞与引当金	3,181	3,789
流動負債合計	275,823	386,645
固定負債		
関係会社長期借入金	411,500	411,500
再評価に係る繰延税金負債	4 47,134	4 48,309
長期預り金	11,990	11,990
退職給付引当金	1,860	2,600
資産除去債務	142,293	146,250
固定負債合計	614,777	620,649
負債合計	890,601	1,007,295
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金		
資本準備金	12,500	12,500
その他資本剰余金	180,254	180,254
資本剰余金合計	192,754	192,754
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	273,115	358,440
利益剰余金合計	273,115	358,440
自己株式	14,439	14,449
株主資本合計	44,800	130,135
評価・換算差額等		
土地再評価差額金	4 91,129	4 89,954
評価・換算差額等合計	91,129	89,954
純資産合計	46,328	40,181
負債純資産合計	936,930	967,114

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)
売上高		
商品売上高	2,067,521	2,103,166
売上高合計	2,067,521	2,103,166
売上原価		
商品期首棚卸高	10,271	9,271
当期商品仕入高	510,829	493,816
合計	521,101	503,088
商品期末棚卸高	9,271	11,631
売上原価合計	511,829	491,457
売上総利益	1,555,692	1,611,709
販売費及び一般管理費	¹ 1,558,740	¹ 1,651,269
営業損失()	3,048	39,559
営業外収益		
受取利息	461	362
受取家賃	29,868	25,920
設備賃貸料	11,326	9,452
受取手数料	3,124	3,070
雑収入	2,373	923
営業外収益合計	47,154	39,728
営業外費用		
支払利息	² 2,103	² 3,058
賃貸費用	18,958	15,758
設備賃貸費用	10,656	9,021
雑損失	818	639
営業外費用合計	32,537	28,477
経常利益又は経常損失()	11,568	28,308
特別損失		
減損損失	³ 3,185	³ 42,079
特別損失合計	3,185	42,079
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	8,383	70,388
法人税、住民税及び事業税	14,800	14,937
法人税等合計	14,800	14,937
当期純損失()	6,416	85,325

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	50,000	12,500	180,254	192,754	266,698	266,698
当期変動額						
当期純損失()					6,416	6,416
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計					6,416	6,416
当期末残高	50,000	12,500	180,254	192,754	273,115	273,115

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	14,430	38,374	91,129	91,129	52,755
当期変動額					
当期純損失()		6,416			6,416
自己株式の取得	9	9			9
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	9	6,426			6,426
当期末残高	14,439	44,800	91,129	91,129	46,328

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	50,000	12,500	180,254	192,754	273,115	273,115
当期変動額						
当期純損失()					85,325	85,325
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計					85,325	85,325
当期末残高	50,000	12,500	180,254	192,754	358,440	358,440

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	14,439	44,800	91,129	91,129	46,328
当期変動額					
当期純損失()		85,325			85,325
自己株式の取得	9	9			9
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			1,175	1,175	1,175
当期変動額合計	9	85,334	1,175	1,175	86,510
当期末残高	14,449	130,135	89,954	89,954	40,181

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	8,383	70,388
減価償却費	11,435	18,894
減損損失	3,185	42,079
賞与引当金の増減額(は減少)	617	608
退職給付引当金の増減額(は減少)	432	740
貸倒引当金の増減額(は減少)	10	20
受取利息及び受取配当金	461	362
支払利息	2,103	3,058
有形固定資産除売却損益(は益)	0	-
その他の損益(は益)	16,258	13,946
売上債権の増減額(は増加)	191	4,095
棚卸資産の増減額(は増加)	1,025	2,507
仕入債務の増減額(は減少)	7,716	4,913
未払金の増減額(は減少)	2,570	7,035
未払消費税等の増減額(は減少)	9,333	14,220
その他の資産の増減額(は増加)	623	976
その他の負債の増減額(は減少)	7,141	1,501
小計	17,104	25,734
利息及び配当金の受取額	0	4
その他の収入	46,842	39,365
利息の支払額	2,103	3,058
その他の支出	30,433	25,419
法人税等の支払額	15,175	14,800
営業活動によるキャッシュ・フロー	17,975	29,643
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	25,080	107,034
貸付金の回収による収入	6,663	6,663
差入保証金の差入による支出	16,080	-
差入保証金の回収による収入	5,000	-
資産除去債務の履行による支出	2,039	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	31,536	100,370
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(は減少)	-	110,000
自己株式の取得による支出	9	9
財務活動によるキャッシュ・フロー	9	109,990
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	49,521	20,023
現金及び現金同等物の期首残高	138,809	89,288
現金及び現金同等物の期末残高	1 89,288	1 69,265

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品 総平均法

貯蔵品 最終仕入原価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～34年

工具、器具及び備品 3～6年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

定額法によっております。

4 引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額のうち当事業年度負担相当額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5 収益の計上基準

フードサービス事業において、商品の販売を行っております。商品の販売については、顧客に商品を引き渡し、対価を受領した時点で収益を認識しております。また、割引クーポン等の顧客に支払われる対価の一部は、売上高から控除して収益を認識しております。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない短期的な投資を範囲といたしております。

(重要な会計上の見積り)

有形固定資産の減損損失の認識の要否

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	503,470	549,425
減損損失	3,185	42,079

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、事業用資産については主に独立した会計単位である店舗単位で、賃貸用資産については物件単位で、資産のグルーピングを行っております。ただし、事業用資産のうち本社及びカミサリーについては、共用資産としております。固定資産のうち減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

将来キャッシュ・フローの見積りは事業計画等を基礎としておりますが、これには将来の営業損益の予測等、重要な判断や不確実性を伴う重要な会計上の見積りが含まれます。

これらの見積りにおいて用いた仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の財務諸表において追加の減損損失が発生する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	4,129	14,585
構築物	693	636
土地	129,472	338,676
計	134,295	353,898

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
短期借入金		110,000
計		110,000

2 コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
コミットメントライン契約	150,000	300,000
借入実行残高		110,000
差引額	150,000	190,000

(追加情報)

コミットメントライン契約については、「各決算期の末日における貸借対照表の純資産の部の金額をゼロ以上に維持することを確約する。」財務制限条項がついており、条項に抵触した場合には追加の担保又は保証について金融機関と協議し、その対応を決定することとされています。当事業年度末において当該条項に抵触しましたが、追加の担保を提供することで期限の利益の喪失はない旨の承諾を得ております。

3 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入債務に対し、債務保証を行っております。

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
株式会社ジョイフル	30,000	

4 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

(1) 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に合理的な調整を行って算出しております。

(2) 再評価を行った年月日

2002年3月31日

前事業年度及び当事業年度において、再評価を行った土地の時価が再評価後の帳簿価額を上回っているため、差額を記載しておりません。

5 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
社員給与	72,504	82,592
雑給	539,820	578,628
水道光熱費	251,691	276,264
地代家賃	299,697	309,204
減価償却費	10,099	16,974
おおよその割合		
販売費	89%	90%
一般管理費	11%	10%

- 2 関係会社に対する営業外費用は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
支払利息	2,103	2,103

- 3 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

前事業年度(自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)

場所	用途	種類	減損損失(千円)
大阪府他	事業用資産	建物 工具、器具及び備品	3,185

当社は単独でキャッシュ・フローを生み出す最小の事業単位である営業店ごとにグループ化し、減損会計を適用しております。その他に、遊休資産については個別資産ごとに減損の兆候を判定しております。また、本社等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失を計上いたしました。なお、資産グループの回収可能価額は主に使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことから零として算定しております。

当事業年度(自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)

場所	用途	種類	減損損失(千円)
大阪府他	事業用資産	建物、構築物、工具、器具及び備品	42,079

当社は単独でキャッシュ・フローを生み出す最小の事業単位である営業店ごとにグループ化し、減損会計を適用しております。その他に、遊休資産については個別資産ごとに減損の兆候を判定しております。また、本社等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失を計上いたしました。なお、資産グループの回収可能価額は主に使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことから零として算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	2,855,699			2,855,699
A種優先株式 (株)	1			1
B種優先株式 (株)	1			1

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	3,837	20		3,857

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	2,855,699			2,855,699
A種優先株式 (株)	1			1
B種優先株式 (株)	1			1

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	3,857	20		3,877

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金	89,288	69,265
預入期間が3か月を超える定期預金		
現金及び現金同等物	89,288	69,265

2 重要な非資金取引の内容

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、フードサービス事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に親会社からの借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しており、投機的な運用は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達及び運転資金を目的としたものであり、返済期日は決算日後、最長で5年6ヶ月であります。未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、経理規程に基づき定期的に取引相手毎の残高を管理しております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新しながら、手許流動性を適正水準に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
差入保証金	272,615	269,985	2,630
資産計	272,615	269,985	2,630
関係会社 長期借入金	504,500	495,685	8,814
負債計	504,500	495,685	8,814

(1)現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(2)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	前事業年度
非上場株式	9,000

(3)関係会社長期借入金には1年内返済予定の関係会社長期借入金を含んでおります。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
差入保証金	272,615	266,509	6,106
資産計	272,615	266,509	6,106
関係会社 長期借入金	504,500	484,969	19,530
負債計	504,500	484,969	19,530

(1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	当事業年度
非上場株式	9,000

(3) 関係会社長期借入金には1年内返済予定の関係会社長期借入金を含んでおります。

(注) 1 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	89,288			
売掛金	894			
未収入金	978			
差入保証金	43,800	175,200	44,715	8,900
合計	134,961	175,200	44,715	8,900

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	69,265			
売掛金	4,989			
未収入金	1,131			
差入保証金	126,250	110,385	27,080	8,900
合計	201,636	110,385	27,080	8,900

(注) 2 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社 長期借入金	93,000	93,000	93,000	93,000	93,000	39,500
合計	93,000	93,000	93,000	93,000	93,000	39,500

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	110,000					
関係会社 長期借入金	93,000	93,000	93,000	93,000	93,000	39,500
合計	203,000	93,000	93,000	93,000	93,000	39,500

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金		269,985		269,985
資産計		269,985		269,985
関係会社 長期借入金		495,685		495,685
負債計		495,685		495,685

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金		266,509		266,509
資産計		266,509		266,509
関係会社 長期借入金		484,969		484,969
負債計		484,969		484,969

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)
退職給付引当金の期首残高	1,428	1,860
退職給付費用	432	740
退職給付引当金の期末残高	1,860	2,600

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 3月31日)	当事業年度 (2025年 3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	1,860	2,600
退職給付引当金	1,860	2,600
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,860	2,600

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度432千円 当事業年度740千円

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度638千円、当事業年度794千円であります。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
(繰延税金資産)		
貸倒引当金	201	199
減損損失	157,660	152,144
資産除去債務	48,507	51,099
土地評価損	46,508	47,667
税務上の繰越欠損金(注)2	1,795,223	1,809,294
その他	1,935	2,532
繰延税金資産小計	2,050,037	2,062,939
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額(注)2	1,795,223	1,809,294
将来減算一時差異等の合計に係る 評価性引当額	248,817	248,454
評価性引当額小計(注)1	2,044,040	2,057,749
繰延税金資産合計	5,997	5,189
(繰延税金負債)		
資産除去債務	5,997	5,189
繰延税金負債合計	5,997	5,189
繰延税金負債の純額		

(注) 1 評価性引当額が13,709千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が増加したものであります。

2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2024年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の 繰越欠損金(a)	59,813	124,524	66,488		110,865	1,433,531	1,795,223
評価性引当額	59,813	124,524	66,488		110,865	1,433,531	1,795,223
繰延税金資産							

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2025年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の 繰越欠損金(a)	127,629	68,146		113,629	243,898	1,255,991	1,809,294
評価性引当額	127,629	68,146		113,629	243,898	1,255,991	1,809,294
繰延税金資産							

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	34.1%	
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%	
住民税均等割	176.5%	
評価性引当額の増減	34.5%	
その他	0.0%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	176.5%	

(注) 当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年3月期以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.1%から34.9%に変更し計算しております。この変更により、当事業年度の再評価に係る繰延税金負債が1,175千円増加し、土地再評価差額金が1,175千円減少しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から17年と見積り、割引率は、貨幣の時間価値を反映した無リスクの税引前の利率(1.503%～1.885%)を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
期首残高	144,604	142,293
有形固定資産の取得に伴う増加額		3,543
履行による減少額	2,716	
時の経過による調整額	406	413
期末残高	142,293	146,250

(賃貸等不動産関係)

当社は、大阪府等近畿地域において、賃貸用の土地及び建物を有しております。

前事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は5,212千円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は4,805千円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：千円)

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
貸借対照表計上額	期首残高	69,557	69,557
	期中増減額		
	期末残高	69,557	69,557
期末時価		70,978	70,102

(注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 期末の時価は、「路線価による相続税評価額」に基づいて自社で算定した金額であります。

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、フードサービス事業の単一のセグメントであり、顧客との契約から生じる収益は店舗における商品販売のみであることから、収益の分解情報は省略しております。なお、顧客との契約から生じる収益以外の収益はありません。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針) 5 収益の計上基準」に記載のとおりであります。

3 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権の残高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	702	894
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	894	4,989

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、フードサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社は、フードサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1)売上高

当社は、本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2)有形固定資産

当社は、本邦以外に有形固定資産が存在しないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

当社は、外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社は、フードサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1)売上高

当社は、本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2)有形固定資産

当社は、本邦以外に有形固定資産が存在しないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

当社は、外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社は、フードサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社は、フードサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱ジョイフル	大分県 大分市	100,000	レストラン 事業	被所有 直接 52.55%	資金の借入 役員の兼任 債務の保証	資金の返済 (注1) 利息の支払 (注1) 債務保証 (注2)	 2,103 30,000	1年内返 済予定の 関係会社 長期借入 金 関係会社 長期借入 金	93,000 411,500

(注) 1 資金の借入については、市場金利動向等を勘案して利率を合理的に決定しております。

2 金融機関からの借入金に対する債務保証を行っております。債務保証に係る保証料等は受領しておりません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱ジョイフル	大分県 大分市	100,000	レストラン 事業	被所有 直接 52.55%	資金の借入 役員の兼任	資金の返済 (注1) 利息の支払 (注1)	 2,103	1年内返 済予定の 関係会社 長期借入 金 関係会社 長期借入 金	93,000 411,500

(注) 1 資金の借入については、市場金利動向等を勘案して利率を合理的に決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社ジョイフル(福岡証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	735.24円	779.61円
1株当たり当期純損失()	16.28円	43.95円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純損失()(千円)	6,416	85,325
普通株主に帰属しない金額(千円)	40,000	40,000
(うち優先配当額)(千円)	(40,000)	(40,000)
普通株式に係る当期純損失()(千円)	46,416	125,325
普通株式の期中平均株式数(株)	2,851,851	2,851,830

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	46,328	40,181
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	2,143,123	2,183,123
(うち優先株式払込金額)(千円)	(2,000,000)	(2,000,000)
(うち優先配当額)(千円)	(143,123)	(183,123)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	2,096,794	2,223,304
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(株)	2,851,842	2,851,822

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額 又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物	1,594,191	73,995		1,668,187	1,560,407	45,050 (35,991)	107,779
構築物	205,816	1,220		207,036	205,010	2,524 (2,183)	2,025
機械及び装置	5,900			5,900	5,899		0
車両運搬具	373			373	372		0
工具、器具及び備品	518,192	31,122	10,989	538,325	506,939	12,808 (3,904)	31,386
土地	408,234 〔138,263〕			408,234 〔138,263〕			408,234
有形固定資産計	2,732,707 〔138,263〕	106,338	10,989	2,828,055 〔138,263〕	2,278,630	60,383 (42,079)	549,425
無形固定資産							
ソフトウェア	200	5,500		5,700	706	590	4,993
無形固定資産計	200	5,500		5,700	706	590	4,993
長期前払費用	28,009			28,009	25,632	889	2,377

(注) 1 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

建物	新規出店	33,486 千円
	店舗設備購入	35,609 千円
工具、器具及び備品	新規出店	12,262 千円

2 当期減少額のうち、主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	店舗資産の入替による除却	5,849 千円
-----------	--------------	----------

3 当期首残高及び当期末残高のうち〔 〕内は内書きで土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）により行った事業用土地の再評価実施前の帳簿価額との差額であります。

4 当期償却額のうち〔 〕内は内書きで減損損失の計上額であります。

5 当期末減価償却累計額又は償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金		110,000	1.846	
1年以内に返済予定の 関係会社長期借入金	93,000	93,000	0.417	
関係会社長期借入金(1年以内に 返済予定のものを除く)	411,500	411,500	0.417	2025年9月30日～ 2030年9月30日
合計	504,500	614,500		

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 関係会社長期借入金の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
関係会社長期借入金	93,000	93,000	93,000	93,000

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金	590			20	570
賞与引当金	3,181	3,789	3,181		3,789

(注) 1 引当金の計上理由及び額の算定方法については、重要な会計方針「4 引当金の計上基準」に記載しております。

2 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

(イ)現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	10,615
銀行預金	
当座預金	10,871
普通預金	47,672
別段預金	105
計	58,649
合計	69,265

(ロ)売掛金

(a)相手先別内訳

相手先	金額(千円)
三井不動産商業マネジメント(株)	3,880
(株)ジェフグルメカード	470
その他	637
合計	4,989

(b)売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
894	73,508	69,412	4,989	93.3	14.6

(注) 1 算出方法

$$\text{回収率} = \frac{\text{当期回収高}}{\text{当期首残高} + \text{当期発生高}} \times 100$$

$$\text{滞留期間} = \frac{(\text{当期首残高} + \text{当期末残高}) \div 2}{\text{当期発生高} \div 365}$$

2 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

(八)棚卸資産

(a)商品

区分	金額(千円)
グロッサリー類	2,758
粉・米類	3,220
肉類	1,706
野菜類	1,090
魚介類	1,367
その他	1,487
合計	11,631

(b)貯蔵品

区分	金額(千円)
消耗品	343
合計	343

(二)未収入金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
従業員	1,131
合計	1,131

投資その他の資産

差入保証金

区分	金額(千円)
店舗賃借保証金	264,615
その他	8,000
合計	272,615

流動負債
 (イ)買掛金
 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)トーホーフードサービス	18,590
NEST HOLDINGS(株)	9,106
幸南食糧(株)	4,209
日本ミート販売(株)	3,157
トリゼンフーズ(株)	2,876
その他	7,400
合計	45,340

(ロ)未払金
 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
従業員(給料)	55,211
関西電力(株)	8,716
(株)タミヤ	4,567
(株)大坂ガス	3,661
関西トランスウェイ(株)	3,515
その他	26,201
合計	101,872

(3) 【その他】

当事業年度における半期情報等

	第1四半期 累計期間	中間会計期間	第3四半期 累計期間	当事業年度
売上高 (千円)	510,628	1,038,138	1,564,897	2,103,166
税引前中間 (四半期)(当期)純損失() (千円)	2,149	20,887	35,759	70,388
中間(四半期)(当期)純損失() (千円)	5,849	28,287	46,893	85,325
1株当たり中間 (四半期)(当期)純損失() (円)	5.56	16.93	26.96	43.95

	第1四半期 会計期間	第2四半期 会計期間	第3四半期 会計期間	第4四半期 会計期間
1株当たり四半期純損失() (円)	5.56	11.37	10.03	16.98

(注) 第1四半期累計期間及び第3四半期累計期間に係る財務情報に対するレビュー : 無

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	普通株式 100株 A種優先株式 1株 B種優先株式 1株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数で按分した金額とします。 (算式) 1株当たりの買取価格に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち 100万円以下の金額につき 1.150% 100万円を超え500万円以下の金額につき 0.900% 500万円を超え1,000万円以下の金額につき 0.700% 1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき 0.575% 3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき 0.375% (円位未満の端数を生じた場合には切り捨てる。) ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とします。
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告といたします。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.friendly-co.com/
株主に対する特典	なし

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
会社法第189条第2項各号に掲げる権利
会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等の会社名 株式会社ジョイフル

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|---|-----------------|-----------------------------|--------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類、
有価証券報告書の確認書 | 事業年度
(第70期) | 自 2023年4月1日
至 2024年3月31日 | 2024年6月24日
近畿財務局長に提出。 |
| (2) 内部統制報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第70期) | 自 2023年4月1日
至 2024年3月31日 | 2024年6月24日
近畿財務局長に提出。 |
| (3) 半期報告書、
半期報告書の確認書 | 事業年度
(第71期中) | 自 2024年4月1日
至 2024年9月30日 | 2024年11月8日
近畿財務局長に提出。 |
| (4) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書
2024年6月24日 近畿財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書
2024年6月24日 近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書
2024年11月8日 近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書
2025年2月10日 近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書
2025年4月14日 近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書
2025年5月9日 近畿財務局長に提出 | | | |
| (5) 臨時報告書の訂正報告書
訂正報告書（上記（4）「企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書2024年6月24日 近畿財務局長に提出」の訂正報告書）
2024年6月28日 近畿財務局長に提出 | | | |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月27日

株式会社フレンドリー
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 城戸 昭博

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 宮 寄 健

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フレンドリーの2024年4月1日から2025年3月31日までの第71期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フレンドリーの2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に関する経営者による対応策の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社が展開するフードサービス事業においては、昨今の人件費、原材料価格及びエネルギー価格の上昇等により厳しい経営環境が継続している。</p> <p>このような環境下において、会社は継続して営業損失及び当期純損失を計上しており、当事業年度末は債務超過に陥っている。さらに、【財務諸表】【注記事項】（貸借対照表関係）2に記載されているとおり債務超過に伴いコミットメントライン契約における財務制限条項に抵触したことから、金融機関に対して追加の担保提供を行っている。このような状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。</p> <p>これらの状況を解消するために、経営者は、事業の収益改善、費用削減及び資金調達等により財務状況の安定化を図る対応策を講じることで継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断している。</p> <p>経営者は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況への対応策として翌1年間の資金計画を作成している。当該資金計画は、コミットメントライン契約による資金調達、親会社からの支援、さらには収益改善及び費用削減等の施策の効果が反映されている。これらは経営者による主観的な判断や不確実性を伴うことから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項とした。</p>	<p>当該監査上の主要な検討事項に対して当監査法人は、継続企業の前提に関する経営者の評価に係る内部統制の有効性を検討した。</p> <p>主に、資金計画及びその基礎となる事業計画の作成に係る会社の内部統制の有効性を検討するとともに、これらに係る根拠資料を入手しその妥当性を評価した。</p> <p>また、資金計画の基礎となる事業計画の合理性及び資金調達手段について、以下のとおり検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 前事業年度に作成した事業計画と直近までの実績の比較を行い乖離した要因を分析した。また、これらの乖離した要因のうち翌事業年度以降の事業計画に反映させる必要があるものについては適切に反映されているかを検討した。 売上高の見込みや人件費及び原材料価格の上昇に関する今後の影響について、経営者とのディスカッションを実施した。また、入手可能な外部公表データ（経済見通し等）と比較し、経営者の使用する仮定の合理性を検討した。 事業計画に含まれる収益改善及び費用削減等の施策の効果について、過去に実施した施策の実績との比較等により実現可能性を検討した。 事業計画に含まれる重要な仮定について、感応度分析を実施し決算日以降の直近実績と比較した。 将来の資金調達及び長期借入金の返済猶予の可能性について、経営者とディスカッションを実施するとともに、親会社からの資金支援の意思を検討した。 財務制限条項に抵触したため、今後の対応について金融機関に質問を実施するとともに、追加の担保提供に関する根拠書面を閲覧した。

固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、事業のために取得した店舗等を貸借対照表上、固定資産の建物及び土地等に計上している。当事業年度における貸借対照表上は、有形固定資産549,425千円が計上されている。また、【財務諸表】【注記事項】（損益計算書関係）3に記載されているとおり、当事業年度において、固定資産の減損損失42,079千円を計上している。</p> <p>会社を取り巻く経営環境は昨今の人件費、原材料価格及びエネルギー価格の上昇等によるコスト増加により継続して厳しいものとなっており、店舗損益が悪化している店舗については当初見込みより収益性が低下し投資額の回収が見込めなくなるリスクが存在する。</p> <p>会社は、店舗損益の悪化の程度や主要な資産の市場価格の著しい下落等により減損の兆候の有無を把握し、兆候が識別された店舗について、減損損失の認識の判定を行っている。</p> <p>減損損失の認識の判定の結果、店舗の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合は、固定資産の減損損失を計上している。この際、回収可能性の判断にあたり、店舗の将来キャッシュ・フローが用いられている。</p> <p>会社の将来キャッシュ・フローの見積りは、【財務諸表】【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、事業計画等を基礎としている。事業計画に含まれる営業施策及び費用削減施策の効果等を反映した将来の営業損益の予測には、重要な判断や不確実性を伴う重要な会計上の見積りが含まれていることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項とした。</p>	<p>当該監査上の主要な検討事項に対して当監査法人は、固定資産の減損の兆候判定及び将来キャッシュ・フローの算定に係る会社の内部統制の有効性を検討し、これらに係る根拠資料を入手しその妥当性を評価した。</p> <p>また、減損の兆候のある店舗の将来キャッシュ・フローの見積りに関しては、関連資料を入手し、経営者が使用する重要な仮定について検討した。</p> <p>経営者が使用する重要な仮定に関して実施した手続には以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 前事業年度に作成した事業計画と直近までの実績の比較を行い乖離した要因を分析した。また、これらの乖離した要因のうち翌事業年度以降の事業計画に反映させる必要があるものについては適切に反映されているかを検討した。 売上高の見込みや人件費及び原材料価格の上昇に関する今後の影響について、経営者とのディスカッションを実施した。また、入手可能な外部公表データ（経済見通し等）と比較し、経営者の使用する仮定の合理性を検討した。 客数及び客単価の増加等に関する営業施策の効果については、過年度実績等と比較し、実現可能性を検討した。 原価や人件費については、会社の予想を入手可能な外部公表データと比較するとともに、費用抑制施策の効果は、過去に実施した施策の実績との比較により検討した。 各店舗及び本社の費用削減施策の効果については、当期の実績との比較や施策の取組状況について検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フレンドリーの2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社フレンドリーが2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。